

令和 7 年度 医師会立看護師等養成所会議 (都道府県医師会医療関係者担当理事連絡協議会)

と き 令和 7 年 5 月 16 日 (金) 14:30 ~ 17:40

ところ ハイブリッド形式

[報告 : 副会長 沖中 芳彦]

標記会議がハイブリッド形式で開催され、Web にて参加した。なお、当県からは防府看護専門学校が Web で参加した。全国関係者では約 270 人が参加されている。会には厚生労働省職員も参加された。

開会挨拶

日本医師会の松本会長より、厳しい状況の中、看護職員養成にご尽力いただいていることへの感謝の意、今回の会議は従前の担当理事協議会を拡大して、看護教員にも参加していただくことで、各方面への要望のほか、意見交換の場としてもらいたいこと、看護職員の養成の課題は多数あるが、各学校がどのように実践しているかを伝え合う中で、今後のヒントも見つけてもらいたいこと、日本医師会として、医療・介護現場における従事者確保のための財源確保を国に求めることを含めた挨拶がなされた。

議事

1. 医師会立看護学校の存亡

群馬県医師会長／

日本医師会医療関係者検討委員会委員長

須藤 英仁

地域に限定した看護学校の置かれた状況と役割、演者の医療機関を含めた地域の医療機関との連携をベースに解説された。

日本看護協会出版会の 2023 年の情報によれば、学校タイプ別の定員に対する入学者の率は、大学がほぼ定員＝入学者数で充足率は 101% であり、短大、3 年過程看護学校、2 年過程看護学校、准看護師養成所のそれらは、順に 91.3%、89.3%、71.1%、64% となっている。近年、准

看護師の養成数は減少、ここ 20 年で 40% 減という報告もある。群馬県でも養成所減に伴い卒業生も減少している状況である（准看護師養成所は 7 校から 6 校へ、2 年過程は 5 校から 2 校へ）。

群馬県の准看護師養成状況は、この数年で養成をやめた学校が多く、また、山間部や医療過疎地でもあるため、将来的に看護師の供給は見通しが立たない。

現在運営中の安中医師会の准看護学校では、廃校の協議はなされていないが、周辺環境を踏まえるといつかは経営破綻の可能性もある。安中准看護学校を卒業し、富岡看護専門学校へ進学してから地元に残ってもらうことが一番である。

廃校により地域への 3 割～4 割の看護職員の供給がストップされる。また、地域の病院では看護職の 6 割は地元の養成所を卒業している。なお、演者の病院では、原則としてすべての看護学生に対して、学費などすべて給付し、奨学金貸与制度も行っている。卒後 3 年間の院内勤務で奨学金返済不要としている。病院として年間 1,500 万円以上を負担し、地域の看護師を育成してきた。しかし、診療報酬では育成する余力がない状態でもある。看護職の斡旋を民間紹介会社が主に行っているが手数料だけでも年収の 3 割 4 割でかなりの負担となる。それを診療報酬から支払う点は怪訝に思う。

実習は地元の医療機関で行うことで、看護学生の負担を軽減することは、極めて重要と考える。電子カルテ等を操作して、データだけで患者の状態を判断する看護師にはなってもらいたくない。地域の看護学校存続のため、行政各方面へ働きかけが必要。同時に看護職の魅力を認知し離職を防ぐことに取り組む。

2. 看護学校におけるパワハラ問題

日本看護学校協議会会長 水方 智子

看護学校における教員から学生に対するパワハラ認定が問題化している。内容としては、威圧的指導、学生に「看護職に向いていない」と人格否定することがある。昔ながらの「教え込む」という教育方法よりは、今の時代に沿って、学生をどのようにとらえ、いかに人権も大事にしながら教育するかをもとに、地域医療を担う看護職を育てるべきである。なお、申し出してもパワハラ認定されなかった事例もある。

「全国看護学生はぐくみネット」にて、ハラスメント調査も行っているが、それによれば、「単位がなくなるよ」「看護師に向いていない」という曲がった評価や人格否定が目につく。それを受けた学生としては、精神・身体ともに苦痛を受けているという結果であった。

近年は看護系大学の増加により、大卒看護師のルートを選択する人が増えている。

「臨床の知」、これは看護を経験する場を準備・提供することで、経験として学生に学ばれるべきものである。ところが、教える側が型にはめようとしたり、あるべき論で教えたり、目標達成を要求したり、本来の「臨床の知」の意味を理解していない教員が多い。

教育の場において、他人に教えることこそ、学習定着率が高い。学生に多くのことを学ばせようとするのは教育での責任であり、学生が知識や技術において未熟であることで患者に危害を与えないようにと考える。しかし、学生の自律を妨げるのであれば、その学生は同じことを患者にしかねず、結果として患者に害が伝わる。学生が自らの学ぶ方向性を決定できるような多くの選択肢も、教育の現場では（ICのごとく）必要と考える。

日本看護学校協議会は、学校現場におけるハラスメント撲滅のため、研修会やグループワークを行っている。同時に看護教員の成長を支援するための研修会や講習会、交流の場、インターンシップ事業も行っている。機械に置き換えることができない看護の職務であるがゆえ、基本となる「看護の尊さ」を実感できるように学生を導くべきと考える。

3. 医師会立看護専門学校の現状と将来

泉佐野泉南医師会看護専門学校

学校長 野上 浩實

本校は、国際便空港も近隣にあるため、地域貢献だけでなく国際性や多様性を教育理念としている。多様性とは、外国人学生の受け入れだけでなく、障害のある学生の受け入れも積極的に行うことである。

存続のためには、受ける側が魅力を感じるものにする、課外授業の取入れ、国家試験対策ということであるが、高校へ出前講義をすることで、推薦入試で早めに学生を獲得することも行っている。

看護学校が市町長を訪問し、地域貢献度を訴え、ふるさと納税の寄付先の一部に加えてもらって収入を得ている。その他、DXを取り入れたり、オンライン実習導入も効果的である。地域から看護職人材の流出を防ぐためにも、医師会立看護学校の存在は必要である。

泉佐野泉南医師会看護専門学校

教務主任 上野 雅子

続けて同学校の教務主任からは、①コンセプトベースドラーニング導入（アメリカで導入された学習方法）、②教職員の組織づくり、③地元創生看護の3つの視点から取り組みについて解説された。

教育現場では、情報伝達という形よりは、ひとつの課題に対して複数で学ぶ方式が、卒後も自己研鑽できて効果的であると考え。学生の主体性を育むことができる。①は、例えば患者から得た情報（状態）から、すでに習得している知識をもとに、患者への対応（結論）を導き出して実際の行為（実践）に移すことで、一連の結論を出す、ということである。

②そもそも学校がどのような看護学生を求めているか、そのための育成をもとにして教職員の組織づくりをしたことで、学生と教職員が協力する傾向となった。

③カリキュラムに、地域密着型のボランティアを取り入れ、地域社会との協働に役立てている。その結果、行政に「ふるさと納税」として取り入

れてもらえるようになった。また、1年生の時に「アメリカ海外研修」あるいは「五島列島における研修」（いずれか選択制）も取り入れ、多様性を育んでいる。

本校の今後の展望は、地域の実情にそった医療看護や介護が確保される体制、「地域包括ケアシステム」にも貢献できるように、この体制に取り入れてもらいたいことである。

4. 福井県「看護師等学生確保重点支援事業」について

福井県医師会会長 池端 幸彦

武生看護専門学校の沿革は、もともと准看護学院として運営していたが、看護師養成の要望もあり、平成10年に現在の武生看護専門学校となった。1学年定員40名で、卒業生の9割は県内に就業している。ところが、令和時代から入学者数が激減して、令和5年は20人、令和6年は15人となった。そのため、存続についての協議がなされ、今回の募集で安定が見込めないのであれば募集停止も余儀なくされる。

パワハラ報道の対応にも苦慮した。また、医師会会費規定の変更においても、特別会費徴収規定をつくったところ、反対の会員から嘆願もあり、怪訝に思う会員から退会者も少数であるが現れたことの苦労もあった。

そのような状況のもと、地元の市長とともに県知事へ県立学校との併合や補助増額の陳情、私立大学やJCHOへの経営移譲、民間企業への移譲要請も行っている。令和7年に支援事業を拡大されることとなり、将来の医療提供体制を支える看護職員確保のための支援が展開される。その内容は、2年以上継続して定員充足率90%未満の場合の民間立養成所が対象とされ、確保のための環境整備や広報活動を補助率10/10（県）で支援するものである。継続運営が条件であり、単なる延命措置とならないようにしなければならない。

5. 諸問題に関する協議

各学校から、パワハラ問題（適切な指導、教員対応、保護者対応含め）、学生の確保、補助金等の支援、サテライト形式の展開（日医の提案）、

学生の基礎学力の低下に関する質問が多数なされた。

少子化、大学進学志向の現在、また、そもそも看護職を目指す数も減ってきている中、セカンドキャリアPRなどで対応していくこと、学生確保については、ミャンマーなどの東南アジアからの学生の確保、オープンキャンパスも効果的だが、卒業生の家族へのアプローチ、SNSなど学生の力を借りることでの学校の票を獲得することも効果的であるという意見もあった。

サテライト化や合併による対応の場合は、学生間で不公平感がないように配慮が必要と考える。サテライト化教室の規定が厚労省により示されているので、要件を満たして効率よい運営をしてもらいたい、と厚生労働省の担当者が話されていた。

日医や厚生労働省への要望としては、看護職の魅力の発信（PR）と支援について、運営のための支援のほか、ベースアップ等処遇を含めた制度自体の見直しの要望が多数提出された。日医は社会人から看護師になった方のインタビュー動画でPR対応していること、厚生労働省としては、先日の看護の日において、インタビュー動画を作成して看護職PRと確保に努めたことが述べられた。日医より、大規模な広報活動は医師会だけでは厳しいので、看護協会の協力も必要であること、人材確保の支援も国や行政に継続要望することが説明された。

徳山看護専門学校より、『現在、国・県からの補助金は、看護師（3年課程）養成所「生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額」、看護師（2年課程）養成所「生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額」、准看護師養成所「生徒数に1人当たり13,100円を乗じて得た額」となっている。一方、大学は保健系で1人当たり167万6千円となっている。同じ看護師を育成するのに、この格差はいかがなものか。補助金の増額を国に要望する』という意見をいただき、提出した。それに対して、「文部科学省の公立大学に対する地方交付税措置の概要ということで、公立大学の運営経費は、普通交付税の基準財政需要額に算定されている。具体的には、学生一人当たりにより要する

経費に、国立大学の学生数を乗じて算定されており、経済的困難な学生の授業料減免も考慮されている。よって、167万円は公立大学の運営経費にかかる交付税措置の算定であり、教員の給与所得や光熱費などの支出から授業料の収入を引いて学生数で割ったもので、看護学校の補助基準額の生徒一人当たりというのは実習謝金の補助の意味合いである」と情報提供がなされた。

そのほか、看護師国家試験の日程を早めに知らせてほしい事の要望（宿泊先を確保するのに、近年のインバウンド増もあり困難であることから）もなされ、厚労省としては意見を踏まえ、早めの告知をすることに努めるとのことであった。

閉会

日本医師会釜谷副会長からの、今回いただいた課題要望を受け止め、国と折衝していく旨のビデオメッセージで、会が終了した。

国民年金基金 のご案内

日本医師・従業員支部

全国国民年金基金 日本医師・従業員支部は、
「日本医師会」を設立母体とする日本医師・従業員国民年金基金が、
全国基金への統合に伴い移行した
医師・医療従事者のための職能型支部です。

一 税優遇を活かして老後に備える一

税制上の優遇措置

- 掛金の全額が社会保険料控除の対象※
- 受け取る年金は 公的年金等控除が適用
- 遺族一時金は 全額非課税

生涯にわたる給付

- 人生100年時代に向けた 終身年金 が基本

加入資格

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方
主に、個人立診療所の医師、従業員、ご家族などとなります。

不確実な将来に、今、備える



国民年金基金は、
国民年金(老齢基礎年金)に上乗せする
「公的な年金制度」です。

お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階
全国国民年金基金 日本医師・従業員支部

☎ 0120-700650

ポイント

HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます！



※同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除となります。